

事務連絡
令和2年8月13日

各都道府県森林整備保全事業担当課長 殿

林野庁計画課施工技術班担当課長補佐

「請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」
の運用について

このことについて、別添のとおり林野庁直轄工事における取扱いを定めましたので、お知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いいたします。

担当：計画課施工技術班積算基準係

事務連絡
令和2年8月13日

各森林管理局 治山課長 殿
森林整備（第二）課長 殿

林野庁計画課施工技術班担当課長補佐

「請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」
の運用について

工期延長等に伴う増加費用の計上については、「請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年8月13日付け2林整計第260号林野庁長官通知。以下「本通知」という。）により通知したところであるが、本通知の運用にあたっては、下記のとおり取扱うこととするので、適切に実施されたい。

記

1. 適用の特例措置

本通知以前に契約を締結した工事であって、令和2年4月2日付け元林整計第883号により一部改正した「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」に基づく積算を行っている工事については、本通知の内容に基づく積算方法により増加費用を計上することができる。

担当：計画課施工技術班積算基準係